Ｃ　当該合併市町村に係る合併関係市町村（第48条第１項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに次項から第８項までの規定によつて算定した法附則第６条の２第１項第２号の額の合算額

Ｄ　当該合併市町村について前２項の規定によつて算定した額

［６　略］

７　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　法第10条第３項本文の規定により令和４年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法第10条第３項本文の規定により令和４年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　第48条第１項の算式の符号αに同じ。

［８・９　略］

10　令和四年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項及び第十九条の十四の五第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　略］

［二～四　略］

Ｃ　当該合併市町村に係る合併関係市町村（第48条第１項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに次項から第８項までの規定によつて算定した法附則第６条の２第１項第２号の額の合算額

Ｄ　当該合併市町村について前２項の規定によつて算定した額

［６　同上］

７　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　第48条第１項の算式の符号αに同じ。

［８・９　同上］

10　令和四年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項及び第十九条の十四の四第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　同上］

［二～四　同上］